

JATA旅博2012 出展申込書

FAX:03-5510-2012

E-mail: event@jata-net.or.jp

申込締切: 2012年4月30日(月)必着

当社・団体(出展者)は、上記展示会への出展についてJATA国際観光フォーラム・旅博実行委員会に申し込みます。また、申込にあたり、当社・団体はJATA国際観光フォーラム・旅博の目的を理解し、出展規約(裏面)を遵守いたします。※署名または記名いただき、署名・記名団体の印に押印をお願いいたします。

申込日 20 年 月 日

会社・団体名: (和文)		(社印)
会社・団体名: (英文)		
↑掲載された会社・団体名が出展者リストに掲載されます。		
代表者名: (日本語) 姓	代表者名: (日本語) 名	役職名: (日本語)
代表者名: (英語) Last name	代表者名: (英語) First name	役職名: (英語)
住所: (郵便番号)	(都道府県)	(区市町村)
	(番地番号)	(ビル名)
TEL: ()	FAX: ()	E-mail:
ホームページ: http://		

↓担当者情報(連絡窓口)、1名様のみ。

担当者名: (日本語) 姓	担当者名: (日本語) 名	ご担当者のお名刺を添付ください。
担当者名: (英語) Last name	担当者名: (英語) First name	
部署:		
役職:		
TEL: ()		
FAX: ()		
E-mail:		

出展内容/タイプ(小間またはスペース)

※レンタルルームについては、出展者に限り販売をいたします。

●出展タイプ (2012年2月29日(水)まで)にお申込の際は、下記より**5%割引**した金額でご請求いたします。)

基礎小間 [] 小間 × **472,500円** (消費税5%税込) = [] 円

↑1小間以上からご利用となります。また、1小間毎の追加申込となります。

スペース [] スペース × **409,500円** (消費税5%税込) = [] 円

↑9㎡を1スペース(1小間相当)とし、36㎡(4スペース)以上からご利用となります。また、9㎡(1スペース)毎の追加申込となります。

●レンタルルーム (2012年4月30日(月)まで。30部屋程度を予定しており、申込順により先着受付となります。)

レンタルルーム [] 部屋 × **105,000円** (消費税5%税込) = [] 円

業種カテゴリー

※該当欄に☑ください。

観光局・大使館 交通・運輸(☐航空 ☐鉄道 ☐バス ☐船舶 ☐レンタカー) ホテル・ホテルレップ 旅行会社・ツアーオペレーター
 コンピューター・IT関係 テーマパーク・レジャー施設 旅行関連メディア その他()

希望出展エリア

※希望欄に☑ください。

日本 アジア 中東 ヨーロッパ アフリカ 北米 中・南米 大洋州 旅行会社・ホテル
 運輸・航空 旅行業IT 旅行関連企業 その他()

主催者へのリクエスト

	20 年 月 日 上記の申込みを受理いたしました。		受付No.
主催者記入欄	JATA国際観光フォーラム・旅博 推進室		出展者ID
	代表者:	印	請求書No.

注意事項

- 主催者は、本出展申込・契約書を受け取り後、署名・押印しコピーを返送いたします。返送されたコピーは申込者の控えとして必ず保管ください。
- 主催者は、本出展申込・契約書を受理後、請求書を発行いたします。請求書を受け取り後、請求書に記載された支払い期日までに支払いください。支払いに関する条件(支払期限、取消料等の扱い)は、本出展申込・契約書裏面の出展規約に準じます。

JATA旅博2012 出展規約

■JATA国際観光フォーラム・旅博の目的

旅行・観光産業に関する課題を話し合い、業界関係者との国際的な商談等の交流等を行い、また国内外の旅行・観光に関する最新情報を一般消費者に発信することで、広く旅行の総需要を創出し国内外の旅行・観光産業全体の発展・拡大等を図ることを目的とする。

第1条 出展申込及び出展契約の成立

1. 出展申込は、出展希望者(以下「申込者」という)がJATA国際観光フォーラム・旅博の目的を理解し、本規約の内容を承諾した上で、所定の出展申込書に必要事項を記入し、署名又は記名及び押印の上、一般社団法人日本旅行業協会(以下「主催者」という)の推進室宛に送付するものとする。
2. 主催者が、受理した出展申込書の主催者記入欄に署名・押印し、そのコピーを申込者に発送した時点で出展契約(以下「本契約」といいます)が成立したものとします。なお、出展者(申込が受理された申込者をいい、以下も同様とする)は、主催者の署名・押印された申込書コピーを保管し、必要に応じ主催者に提出できるようにするものとする。
3. 申込者は、主催者が申込の受理の可否を判断するために調査等が必要と判断した場合は、主催者の指示に従い資料の提示や調査等に協力するものとする。
4. 出展申込書提出の最終締切日は2012年4月30日(月)(必着)とします。但し、最終締切日前であっても、先着順で出展小間が完売され次第、申込を締め切るものとします。なお、2012年5月1日(火)以降に出展小間に空きがある場合には、申込を受け付ける場合があります。

申込書送付・お問合せ先:

JATA国際観光フォーラム・旅博推進室
一般社団法人日本旅行業協会
東京都千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通商ケ関ビル 〒100-0013
TEL: 03-5510-2004 FAX: 03-5510-2012
E-mail event@jata-net.or.jp

第2条 出展資格

JATA旅博(以下「当展示会」という)へは、旅行会社、観光局・大使館、官公庁、地方自治体、航空・鉄道・バス・クルーズ・レンタカーなどの運輸機関、ホテル・旅館などの宿泊機関、ツアーオペレーター、旅行支援IT企業及び旅行関連メディア、その他旅行・観光産業関係団体・企業並びに主催者が相当と認める団体・企業のみが出展できるものとします。

第3条 出展申込の拒絶

第2条に規定する団体・企業であっても、主催者が当該取扱い内容について、旅行業・観光業への関連性が乏しいと判断した場合、外務省海外渡航情報において自肅勧告が出ている国・地域等に関する出展を行う場合、又は主催者が当該申込者の目的により来場者の生命・身体・財産・名誉等に損害が生じるおそれがあると判断した場合、当展示会の趣旨に相応しくない場合、その他主催者が出展を認めないのを相当とすると判断した場合には、出展をお断りする場合があります。

第4条 出展者の義務

出展者は、当展示会事業の目的を理解し、その目的に沿う形で出展装飾及び運営を行わなければならない。また、出展者は、善良なる管理者の注意をもって出展するものとし、展示会場に適用される安全及び消防法規等、関係法規を厳守するものとする。主催者は、出展者が以上の義務履行が難しい、又はできないと判断した場合、出展契約は解約され、当該出展小間・スペース利用は主催者に一任されたものとする。

第5条 出展料の請求と支払い

1. 出展者は、請求書を受領後、請求書に記載された支払期限(原則として申込日より1ヵ月後)としまつまでに、請求書記載の出展料全額を一括で、指定金融機関口座に現金を振り込むか又は「一般社団法人日本旅行業協会」を名義人とした小切手を送付するか、いずれかの方法によりお支払いを行うものとする。
2. 出展者が前項に規定する出展料の支払いを滞滞した場合は、年14.6%(365日の日割計算)の遅延損害を主催者に支払うものとする。

振込先:

口座名義: 一般社団法人日本旅行業協会
(イッパンシャングンホウジンニホンリョウギョウキョウカイ)
振込先銀行: みずほ銀行 丸の内支店 普通預金 2498554
銀行所在地: 東京都千代田区丸の内1-6-1 〒100-0005

小切手送付・お問合せ先:

JATA国際観光フォーラム・旅博推進室
一般社団法人日本旅行業協会 気付
東京都千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通商ケ関ビル3階 〒100-0013
TEL: 03-5510-2004 FAX: 03-5510-2012
E-mail event@jata-net.or.jp

※支払いはすべて日本円とします。海外送金の際は、支払い時の為替レートを適用ください。
※振込手数料は出展者の負担にてお振り込みください。

第6条 申込解約および取消料

出展者が本出展契約の解約を希望する場合は、①出展者の名称、②代表者の署名又は記名及び押印、③担当者の氏名及び連絡先、④解約申込の日時、⑤解約理由を記載した書面による解約通知を送付するものとし、当該解約通知が主催者に到達することにより本契約を解約することができるものとします。なお、各解約日による取消料は以下の通りとなります。

1. 2012年5月18日(金)までに解約する場合、1小間/9㎡あたり50,000円
2. 2012年5月19日(土)以降同年6月30日(土)までに解約する場合、出展料の50%
3. 2012年7月1日(日)以降に解約する場合、出展料の100%

第7条 主催者の解約権

本契約成立後であっても、主催者は第3条に規定する出展申込の拒絶事項がある場合、本契約を解約することができるものとします。この場合、出展者は出展料の返還を請求できないものとします。

第8条 契約の解除

1. 主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることもなく本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払期限を超過しても出展料の全部又は一部を支払わない場合
 - (2) 展示小間を出展目的以外の目的で使用した場合
 - (3) 出展申込書、本規約、出展要綱、会期マニュアルに違反した場合
 - (4) 著しく主催者の信用を失墜する行為を行った場合
 - (5) 出展者が主催者の指示に従わない場合
 - (6) その他主催者と出展者の信頼関係が著しく破壊されたとき
2. 前項に規定する場合は、主催者は直ちに出展者を本展示会場より排除することができるものとします。
3. 第1項の規定により本契約が解除された場合は、出展者は既に支払い済みの出展料の返還を受けることができずともとのとします。
4. 第1項及び第3項の規定は、主催者の出展者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第9条 身元保証書および入国査証

主催者は、出展者に対し身元保証書の発行は行いません。日本への入国査証取得については、出展者自身にて取得することとします。査証取得ができなかった場合の出展取り消しについても、出展申込の解約として扱い、第6条の規定に基づき取消料を請求いたしません。

<参考> 日本への入国査証については外務省ホームページ
(http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/index.html)をご参照下さい。

第10条 展示小間の割当と配置

1. 出展者は、展示小間の割当について主催者に一任するものとします。
2. 出展申込をした小間あるいはスペースの譲渡、転貸又は交換は主催者の許可なく行うことはできません。
3. スペース小間72㎡(8小間分相当)以上のお申し込みをいただいた出展者には、島小間(4面開放)にてスペースを提供するものとします。

第11条 損害賠償

1. 万が一、当展示会が開催されないときは、主催者は出展者に対し、払込金から既に展示会準備のために要した実費を控除した額を返還します。但し、当該出展者に故意又は過失がある場合には、この限りではありません。
2. 主催者は、理由の如何を問わず、展示会の取り止め、早期閉会、開催延期あるいは会場の移転などが、出展者又は来場者の利益にとって必要かつ望ましいと判断し、それを実行した場合は、出展者に及ぼす如何なる損害に対しても責任を負いません。
3. 主催者は、会場全体の管理・保全、運営について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとする。しかし、出展者、展示物・展示小間内装飾物、出展者資産等及び出展契約に関連して出展者及び一般公衆その他の第三者に生ずる損失・損害、又は事故などについて、その原因如何を問わず、また主催者の過失の有無を問わず、主催者は一切その責を負いません。
4. 出展者は、出展小間内又はその仕様や運営に関連して発生した小間の周辺における会場設備又は展示物の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について、その過失の有無を問わず、一切の責任を負うものとする。また、出展者は、自己もしくはその代理人又はこれらの従業員の不注意その他によって生じた小間内及び周辺以外の場所における会場設備又は展示物の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとする。
5. 主催者は、出展者もしくは代理人又はこれらの従業員の不注意その他によって生じた当展示会の建築物又は施設に生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとする。
6. 主催者は、あらゆる当展示会印刷物、ガイドブック及びその他のプロモーション用資材の中に偶発的に生じた誤字、脱字などに関する責任は一切負わないものとする。
7. 主催者は、第4条に規定する出展者の義務の不履行による出展契約解約に伴い、当該出展者が被るいかなる損害に対しても責任を負いません。

第12条 破損などの損失

出展者は、展示品その他出展関連物件の搬入・搬出に関する費用を自ら負担いたします。主催者は、出展者もしくは代理人又はこれらの従業員その他の関係者の所有物、展示品その他出展関連物件の破損、盗難、紛失等(いずれも搬入時及び搬出時を含む)による損失については、理由の如何を問わず一切責任を負いません。展示品が未到の場合といえども、出展者は出展者の義務や出展料の支払義務を免れません。主催者は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間に必要と思われるものについて損害・傷害保険に加入することを出展者へ推奨します。

第13条 音量基準

音を発生する機械や電気装置を利用する場合、出展者は主催者の事前の書面による許可を受けるとともに、他の出展者の迷惑にならないように操作しなければなりません。主催者は音量基準を設定する権利を有し、出展小間から生ずる音量を測定し、基準以上の音量であった場合、当該出展者に対して基準以下での音量とすることを指導いたします。

第14条 干渉

出展者は、隣接の出展者に干渉しないものとします。万が一出展者間でトラブルが発生した場合は、当該出展者はその解決を主催者の判断に委ねるものとし、出展者がこれに従わない場合は、主催者は当該出展者を排除することができるものとします。

第15条 原状回復

1. 当展示会の終了後、又は本契約が解除、解約その他理由の如何にかかわらず終了した場合は、出展者は割り当てられた出展小間を原状に回復して主催者に返還するものとする。
2. 前項の原状回復は出展者の費用及び責任において行うものとします。出展者が前項の原状回復を行わない場合は、主催者は出展者の費用をもって原状回復を行うことができますものとします。
3. 出展小間の明け渡し後、当該展示小間に出展者、その従業員その他主催者以外の者の所有物が残存する場合は、主催者は出展者の事前の承諾なく当該残存物を出展者の費用をもって任意に処分することができるものとします。
4. 出展者は、理由の如何を問わず、割り当てられた出展小間、出展小間の造作その他の設備について支出した必要費もしくは有益費の償還請求、出展小間の造作その他の設備の買取請求及び移転料、立退料又は権利金等の支払請求等は一切行わないものとします。
5. 出展者が、主催者の指定する明渡期日を経過しても出展小間を明け渡さずこれにより主催者に損害が生じた場合は、出展者は主催者に対し、別途損害を賠償する責任を負うものとする。

第16条 出展者の届出事項

出展者は、以下の各号に掲げる当展示会の円滑な運営に必要な出展小間設営・運営に関する事柄について、主催者から質問、届出依頼または通知などを受信した場合、その内容に応じて適宜回答または当該通知に従うものとする。

- (1) 小間内装飾(電気工事を含む)に関する事項
- (2) 臨時電話やネットワークの架設に関する事項
- (3) 出版物、出品物に関する事項
- (4) 広告協賛等に関する事項
- (5) 搬入・搬出に関する事項
- (6) リース備品の貸出やサービス施設に関する事項
- (7) その他、各種届出書類とその提出期限、催し物、案内に関する事項

第17条 個人情報の取扱い

出展者は、個人情報を通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守するものとする。特に「個人情報」の第三者提供を行う場合は、必ず当該「個人情報」の本人からの同意を得るものとする。出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の該当者との間で紛争などが生じた場合は、両者が協議して当該紛争の解決にあたるものとし、主催者はその際の責を負わないものとする。主催者は、出展者の個人情報は、当展示会の開催・運営にあたって必要な情報のやり取りができるものとします。また、出展者は、主催者が展示企画・運営のために指定する協力会社から各種サービスの案内等を受けることを承諾するものとします。

第18条 本規約の変更・追加等

本規約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、出展者、主催者双方とも誠意を持って解決をはかることとします。両者間の協議にもかかわらず解決しない場合には、出展者は最終的には主催者の決定に従うものとする。主催者は必要があると判断した場合は、出展者に通知の上、本規約を改訂又は追加することがあります。

第19条 紛争処理

各出展者は、主催者への出展申込書に署名することによって、本規約を承諾したものとみなします。本出展契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。